

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和 7 年 6 月 30 日（火曜日）

午前 9 時 30 分～午前 10 時 16 分

2 場 所 委員会室

3 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 井 上 敬 副委員長
三 好 睦 子 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
戎 屋 昭 彦 委 員 藤 井 敏 通 委 員
竹 下 駿 委 員

4 欠席委員 な し

5 委員外出席議員

荒 山 光 広 議 長

6 出席した事務局職員

岡 崎 基 代 議会事務局長 寺 埜 真 輔 議会事務局議事調査班長
中 島 高 輝 議会事務局庶務班長

7 説明のため出席した者の職氏名

志 賀 雅 彦 副 市 長 南 順 子 教 育 長
佐々木 靖 司 市民福祉部長 市 村 祥 二 建設農林部長
千々松 雅 幸 教育委員会事務局長 中 村 壽 志 建設農林部次長
沓 野 純 枝 市 民 課 長 田 中 美 香 教育総務課長
中 島 幹 晃 学校教育課長 野 村 一 守 生涯学習スポーツ推進課長

8 会議の次第は次のとおりである。

午前 9 時30分開会

○委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、教育民生委員会を開会します。

議長、報告事項等ございましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） 特にございません。よろしくをお願いします。

○委員長（末永義美君） それでは、早速始めます。

さきの本会議において、本委員会に付託された市長提出議案 4 件について審査しますので、御協力をお願いします。

執行部及び委員の皆さんには、簡潔な説明と質疑に努めますようお願い申し上げます。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案第55号美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。野村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） それでは説明します。

美祢市鳳鳴地域交流センターは、指定管理者制度を導入しており、今年度が最終年度であることから、次期指定管理者の選定前に施設使用料の改定を行うものです。

使用料の算定は、美祢市使用料手数料見直しに関する基本方針に基づき、過去 3 年間の施設維持管理経費、施設に占める貸出し対象面積の割合、年間使用可能時間、性質別負担割合を計算式に当てはめて計算しております。

なお、金額につきましては、議案に記載のとおりです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） 鳳鳴小学校ですけど——この件ですけど、校舎が年月がたっていて、床や廊下等の補修や補強工事は何か要望がしてあるらしいんですが、どうなってるのか。今年度で終了するということなんですけれど、この終了までにちゃんとやられるのでしょうか。

それと、植木の剪定は無理だろうということで、植木を切ったほうがいいんじゃないかっていうことがあったとか聞いておりますが、この件についてもどうなって

るのでしょうか。この終了——期間が終了することで、それまでにやられるのかどうかお尋ねします。

○委員長（末永義美君）　すみません、三好委員。ちょっと議案と内容が違うと思うんですけど。料金とか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　期間中——期間を定めるということで、今年度中に終了すると言われたので、そういった場合はどうなのかをお尋ねしてはいけませんか。

○委員長（末永義美君）　その他で、最後に。この案についてですけど、お伺いしますということで、ちょっと……。背景は——背景については、最後にしっかりお願いします。それでは、その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号美祢市移動等円滑化のために必要な特定公園設置の——特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君）　それでは、説明します。

議案書の2ページ、美祢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

このたびの改正は、上位法である高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正され、規定中の条番号に変更が生じたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、第3条第6号中の「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、説明がありましたけど、市長の提案説明の中でも、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律ってあるんですけど、これは美祢市都市公園だということらしいんですけど、劇場ですかね。このバリアフリーの基準ということなんですけれど、美祢市に該当するのが何か所かあるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 内容は変わらないと思うんですよ。数字が変わるんです、条例の。

○委員（三好睦子君） 事前にちょっと調べたんですけど、トイレとか駐車場とか劇場とかにあるということなんですけれど、美祢市で、特に劇場——都市公園の外にある劇場ですかね。室内じゃなくて屋外のところで、劇場のような感じで、屋外で椅子があつたりなんなりするところで、座席ですね。

それとかバリアフリーの基準と聞いたのですが、それに関するような件が市内にあるのかないのか。

○委員長（末永義美君） 三好委員、それは、先ほど同じように、最後の所管事項のところで、一緒に一括でゆつくりと話していただきます。ちょっと内容が。よろしくをお願いします。

では、進みます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のと

おり可決されました。

続きまして、議案第54号令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは説明します。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,760万5,000円とするものであります。

初めに、歳出について、10ページ、11ページを御覧ください。

1目一般管理費、説明欄002一般管理経費として、通信運搬費を99万8,000円追加しております。

これは、本年8月の保険証年次更新に伴い、郵送に係る経費を追加するものです。

御承知のとおり、制度改正により、昨年12月2日から従来の被保険者証の新規発行を終了し、原則被保険者証を利用登録したマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。

施行日以降、新規加入や被保険者証紛失等の際、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付するとされました。

しかしながら、後期高齢者医療被保険者については、マイナ保険証への移行に一定の期間を有することが考えられることなどから、アナログとデジタルの併用期間を確保するとして、従来の被保険者証の有効期限が到来する本年7月末までの間、マイナ保険証の保有にかかわらず、資格確認証を交付する暫定的な運用を行うとする通知を受けました。

これにより、現在、後期高齢者医療では、新規加入等の際、マイナ保険証の保有にかかわらず、資格確認書を交付しております。

この暫定的な運用は、本年7月末までとされていたことから、当初予算においては、年次公費——年次更新の経費として、マイナ保険証の保有状況により資格情報のお知らせ、または資格確認書を郵送する予算を計上したところ、本年4月、現在の暫定的な運用を来年の年次更新である令和8年7月末まで継続する旨の通知を受けました。

これにより、本年の年次更新においては、マイナ保険証の保有にかかわらず、資格確認書を郵送することから、郵送方法の変更に伴い、必要な経費を追加するものであります。

なお、特定財源として、全額——すみません。なお、財源として、全額特定財源を計上しております。

続きまして、歳入について、8ページ、9ページに戻っていただき、1目雑入を99万8,000円追加しております。

これは、歳出で追加した通信運搬費について、山口県後期高齢者医療広域連合から全額補助を受けるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。
藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 担当の杓野課長に、率直なあなたの御意見をお伺いしたいと思うんですけども、何とばかなことをやってると思いませんか。

というのが、マイナ保険証ということでもうやればこんな資格書を送ることもないし、ましてや、そんなもうマイナ保険証があらかじめもうすぐに普及するとは思えないって言うんやったら、そもそもマイナ保険証なんかをやること自体がナンセンスだと思うんですよね。これは、別に美祢市がどうこうというんじゃなくて、国の結局制度なんですけれど、本当に無駄なことをやってると私は思うんです。

もうマイナにやるっていうのなら徹底的にもうやればいいし、そうじゃないんだったら、こんな中途半端なことをすべきじゃないと思うんですね。そのために、いやもう必要不可欠なっていうか要りもしないような費用もかかるし、人手もかかりますよね。

直接、この何ていうか、議案とは関係ないかもしれませんが、実際、実務の担当者としては、このような二重三重の無駄について、どのようにお考えかなど。もし、これも先ほどから言われてるように、直接関係ないんじゃないかと委員長言われるんだったら、後の総括で改めて聞きます。

○委員長（末永義美君） 分かりました。今のは強い御意見だと思ってます。それを冒頭、杓野市民課長御本人のお考えという御指摘がありますので、ちょっとこの場では、杓野課長お話にくだいと思いますので。より、まだ探求があれば、三好委員

と同様に所管事項等で、もう一度改めて言葉を変えて御質問を願います。ほかに質疑はありませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） ちょっと今説明の中で、今年7月までということが暫定的にちょっと聞き取れにくかったんですけど、来年の何月までに延期したのかももう一度お聞きしたいのと、それと今マイナンバーカードを持ってる、当然私も持ってますけど、三好さん——個人名言ってすみません。共産党は大変反対反対だって今までよく言っておられて、情報の漏えいとか。当然持っていない方には認定っていうか、その資料を送られるんですけど、もう一度ちょっと聞きたい。

マイナンバーカードを持っておられる後期高齢者の方にも送られるんですか。ちょっとそこだけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（末永義美君） 杓野課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの御質問2点あったかと思います。

1点目は、いつまで暫定の措置が取られるかというところをだったと思いますが、来年の年次更新までということで、令和8年の7月末まで。

○委員（戎屋昭彦君） 7月ですね。

○市民課長（杓野純枝君） 7月末まで延長するという事になっております。

それから、年次更新について、マイナ保険証を持っていच्छやる方について送付がされるかということだったと思いますが、おっしゃるとおり、マイナ保険証の保有にかかわらず、持っていच्छやる方も持っていच्छやらない方も全てに資格確認書を7月にお送りする準備を進めております。

○委員長（末永義美君） 戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） ちょっと今お聞き——私、確認させてもらうんですけど、マイナ保険証持ってる方にも送付ということですけど、その辺りは、もうマイナ保険証を実際に保険証で使っておられる方に対して、改めてそういった認定証というか、それを費用かけて郵送する必要があるのかなとちょっと私思ったものですからお聞きしました。

その辺り、マイナ保険証の所有率は以前ちょっとお聞きしたことあるんですけど、美祢市民の方にとって、今マイナ保険証の所有率が50%、大変言い方失礼になるかと思うんですけど——50%を超えてるのか、どのぐらいあるのか。それによって費用がですね、今マイナ保険証を持ってる方にも送られるとなると、それだけの郵送

料も認定証の発行もかかるわけですから、その辺の費用がちょっとどうなんかなと思って、ちょっとお聞きしてます。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問ですけれども、今、美祢市内の後期高齢者医療被保険者の方のマイナ保険証の登録率は、4月時点で73%——73.6%というふうになっております。

実際のところは、マイナ保険証をお持ちの方については、資格情報のお知らせ——を交付するものだと思いますけれども、先ほど申し上げたように、後期の方はなかなか不慣れなところがあるというところ、また、デジタルとアナログの併用期間が必要だということをもって、国のとおり、送付は——資格確認書の送付は必要だというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかにありませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お伺いいたしますけど、この後期高齢者の保険証だけ、国はいい戻しをしたということなんですけど、他の保険証はいい戻しはないんですよね、もう。いい戻しっていうのがですね。

○委員長（末永義美君） 杳野課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

社会保険とちょっとほかの医療保険については分かりませんが、国民健康保険に関しては従来どおりといいますか、原則どおり、マイナ保険証をお持ちの方については資格情報のお知らせ、それからお持ちでない方については、資格確認書を7月に送付するように準備を進めております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に賛成いたします。

このマイナ保険証でのトラブルは多くて、また、受診の際にこう小さなこんなところにかざしたり大変だと思うんです。そのときの受診のトラブルを避けたり、そ

れから実際にあるかどうかは、そのところがちょっとはつきりしませんが、保険証でいろんな金銭——何か詐欺って言い方が変ですけど、何かそんな金銭トラブルが発生したりなんたりしてはいけないので、その資格証明書になったという——マイナ保険証ではなくて資格証明書になったということは、高齢者の方が病院にも受診しやすくなるし取扱いも簡単になると思うので、これは大賛成です。賛成意見といたします。

○委員長（末永義美君）　じゃあ反対じゃなくて賛成意見ですね。分かりました。ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号財産の取得についてを議題とします。執行部より説明を求めます。田中教育総務課長。

○教育総務課長（田中美香君）　それでは御説明いたします。

議案書はただいま配信いたしました1ページ、参考資料は2ページになります。

これは、GIGAスクール構想第2期の実現に向け、令和2年度に取得いたしました児童・生徒に対する1人1台の端末を更新するに当たって、美祢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものです。

それでは、このたび取得いたします財産について御説明いたします。

取得する財産はGIGAスクール用の端末一式です。

購入予定数量は、合計1,317台、内訳は、児童分602台、生徒分387台、予備機148台、指導者分が180台です。取得金額は7,243万5,000円です。

契約の方法は随意契約、山口県が設置したGIGAスクール用端末共同調達審査部会によるプロポーザル方式によって決定された最優秀提案者との契約締結を予定しております。今回、最優秀提案者として選定された株式会社大塚商会広島支店と調

整・協議を進め、令和7年5月30日付で仮契約を締結したところです。

2ページに参考資料として、取得財産の概要等詳細を記載しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの説明で、今回2期だと、GIGAスクールの2期に対応して新しいパソコンという話ですけれども、1期っていうか、従来のとどこが今回のこのパソコンは違うのか。

要は、初期のに比べると、やっぱりいろいろ問題点等があったんじゃないかなと、その改善ということで、こういう点を特に注意してこの新しい機種を選定したと。そこは、どういうふうな判断でこの機種が選定されたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 田中教育総務課長。

○教育総務課長（田中美香君） 前回導入しておりましたWindowsのOSにつきましては、総合的な判断で選択したところですが、今回変更した一番の理由は、アップデートの関係で、WindowsのOSは一人一人の端末をアップデートする必要がある、授業中などにアップデートがされると、授業が中断されることがあると聞いております。

今回、選択したchrome OSにつきましては、クラウド型で個別にアップデートをする必要がなく、また、授業時間を下げてアップデートを実施することができる点が大きな理由になっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） すみません、1点だけちょっとお聞きします。

購入金額はちょっと別としまして、購入数量が合計で1,317台、児童分と生徒分という、これ多分今現在の児童・生徒の数だと思うんですけど、指導者は当然先生等が。

予備機が148台って、結構数字的にウエイトが全体の1割強あるんですけど、この予備機というのは、ちょっとこういった形がちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（末永義美君） 田中教育総務課長。

○教育総務課長（田中美香君） 予備機の設定数量につきましては、補助を使用しましてこちらのほうを取得する関係で、総児童と生徒の数の15%を上限として設定されておりますので、そちらのほうで数量を決定しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 今、補助って言われて、それは補助の設定での台数だと思うんですけど。

この辺りってどうなんですか。例えば来年度以降この児童が卒業して、その後にまた新入生に使うとか、その予備機1台をそういうふうにするようになるのか、それとも本当の予備機なんですか。ちょっと質問お分かりですかね。

○教育総務課長（田中美香君） この予備機の設定は、故障等に伴う予備の設定でございまして、卒業等につきましては学校で使うことになっておりますので、小学校から中学校に持ち上がりするというわけではなくて、卒業したら、もちろん1年生に下りてくるということになります。

以上です。

○委員（戎屋昭彦君） 分かりました。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お伺いいたしますけど、これ、県下学校全部一斉にこれを変えんというのでしょうか。それと、Lenoboっちゅうたら中国製なんですけど、日本製じゃないんですよね。

以上です。

○委員長（末永義美君） 田中教育総務課長。

○教育総務課長（田中美香君） 県下の導入のタイミングにつきましては、タイミングがちょっとずれておりまして、今回のLenoboにつきましては、県内で6市で同じ共同調達をするようにしております。もちろんタイミングがずれて、来年度IOSを使うような学校も——市もありますので、このタイミングで購入するのは、うちを含めた6市で共同調達をしました。

中国製につきまして、ちょっとすみません、把握しておりませんが、日本製ではないのではないかと考えております。

○委員長（末永義美君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 先般の機種はどこの機種か分かれば教えてください。

○委員長（末永義美君） 田中教育総務課長。

○教育総務課長（田中美香君） 令和２年度に取得いたしました機種につきましては Dynabookになっております。

○委員長（末永義美君） では、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された議案４件について審査を終了しました。

そのほか委員の皆さんから所管事項について何かありましたら発言をお願いします。三好委員。

○委員（三好睦子君） 55号に関連してなんですけれど、先ほどはちょっと内容と違って、失礼いたしました。

指定期間中に、こういった校舎の床とか廊下とかの補修や補強とかいった、また、校庭というか、今校庭というかどうか分かりませんが、植木が大きくなっておりませんが、剪定じゃなくて切ったほうがいいんじゃないかっていう意見もあるんですけど、この指定期間中にこの値上げもされておりますけど、この値上げどうこうということじゃありませんが、これについては、どのような指定期間中ですかね、今年度限りでということだったので、今後についてお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 野村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） お答えいたします。

施設等の修繕につきましては、基本的にはリスク分担表に基づきまして対処をし

ておるところでございます。

で、今年度の予算につきましては、一般修繕等で予算を確保しておりますが、コンセント等の修繕ということをお聞きしておりますので、こちらについては、先ほど申し上げましたとおり、リスク分担表に基づきまして対応する予定としております。

それから、木の伐採でございます、剪定等ですね。これにつきましては、屋根にかかるような大きな木が玄関にございます。この木につきましては、指定管理者のほうから伐採をしてほしいということをお聞きをしております。

しかしながら、学校の木っていうのは、なかなか記念樹等もございますので、その地域の方の意見を今確認をしてほしいということで、指定管理者のほうには伝えてあります。

で、確認ができて、伐採してもいいよということになりましたら、伐採を行いたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○委員（三好睦子君） 先ほどの61号なんですけれど、美祢市にこれに関係した箇所があるかないかということをお尋ねしたんですが、その他のところでということでしたので、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず最初に、このたびの議案については、特定公園施設ということで、12種類の施設のことについてのバリアフリー化ということで、委員が今御質問の劇場等というのは、この公園——特定公園の施設には入っておりません。

御質問の劇場等についてですが、観覧場、映画館、演芸場、体育館、体育運動施設等がその劇場等という施設に当てはまります。

本市の施設の数については、ちょっと今把握しておりませんが、このバリアフリー法で規定されている建築物特定施設については、2,000平米以上の建築をしようとするとき、新たに新築される場合に、バリアフリーの基準に適合した施設をつくるようにという法律でございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。

○委員（三好睦子君） いいです。分かりました。

○委員長（末永義美君） ほかに。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

先般ですね、市長の施政方針の中で、不登校児童に対する発言がございました。
で、あれから進捗はどうなんかなあというのがちょっと気になりまして、その不登校の子ども数——人数とか臨床心理士の対応とかあの辺の関係、進捗状況をお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 中島学校教育課長。

○学校教育課長（中島幹晃君） お答えいたします。

まず、不登校の数ですけれども、国の調査基準が年間30日を超えるもの、これが一応不登校としてカウントされることになっておりますので、昨年度、参考までに申し上げますと、昨年度末確定値ですが小学校が14名、中学校が24名でございました。

今年度、まだ5月末の数までしか報告が——正式な報告上がってきておりませんが、2か月間で先ほど申し上げた年間30日を超えている——既に超えている小学生はおりません。中学生については4名常におります。

で、今後ですね、30日を超えそうな児童生徒も申し上げますと、小学生が2名、中学生が3名という状況でございますが、やはり月が進むにつれて、それ以上に増えてくる可能性はあるというふうには捉えております。

それから今年度、新たに設けました公認心理士と契約し、年9回計画しております不登校の子を持つ保護者のための相談会、先日1回目を行いまして、3家庭ほど御利用がございました。そのうちのお二方が保護者同士の懇談も希望されましたので、保護者同士のお話というのも実現することができました。

今後、またその心理士と相談しながら、どのような形が一番いいのか模索しながら、美東・秋芳・大嶺と3地域を回りながら実施していく予定でございます。

以上です。

○委員（秋枝秀稔君） 本当、模索という感じだと思いますけど頑張ってほしいというふうに思います。

○委員長（末永義美君） ほかにございませんか。よろしいでしょうか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 多分、個人としてはなかなか言いにくいかもしれないんです

けれども、本当に先ほど質問しましたように、同じことを何回も何種類もやるって
いうこと自体が、私は非常に無駄なことをやってるというふうに思ってます。

だからといって、市のほうで勝手に国のあるいは県の指示によらない独自の方法
を取るのは難しいとは思いますが、やはり王道っていうかは、マイナカード
を100%使うということじゃないかなと思うんですよね。

そういう意味で、例えば今市として、例えば先ほど高齢者の方というか72. 何%
ですか、マイナカードをといるお話だったですけども、これをさらに普及させて
100%というふうなことをやられてるんかな。それともやはり高齢者、普及は難し
いということで、何とか現行維持というふうなことでとどまってらっしゃるんかな
っていうのはお聞きしたいなというふうに思います。

正直な話、私も母がいますけれども、体も不自由ですし、まあ認知力はまだまだ
あるにしても、じゃあマイナカードを使いきるかということになると甚だ疑問です
が、かといって、今の資格証でやることと、どうせ本人持っても誰かに助けても
らわんといかんという状況ですから、それだったら資格書というよりも、もうマイ
ナカードっていうふうなほうがいいんじゃないかというふうにも思います。

それと、一応今政府のほうは、生活困窮というか対策ということで2万円給付と
かっていうふうな話がありますけれども、以前もコロナ対策ということで10万です
か、そのときに、例えばもうマイナカードか何かで銀行預金とかがもう明確になっ
ておれば、もうボタン1つで作業が終わると思うんですね。それをいちいち確認し
ながら一人一人がやるというふうなことで、手間暇が物すごいかかっているとも思う
わけです。

そういう意味で、事務の効率化というようなことを考えても、やはり、この普及
というのは必要不可欠だと思いますけど、その辺も含めて、ちょっと市の――行政
の御意見をお伺いしたいなというふうに思います。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをします。

マイナ保険証、後期高齢者医療の立場といたしますか、保険の立場で申し上げます
と、やはりマイナ保険証のメリットといたしますか、というものは当然ありますので、
皆さん、できれば100%といたしますか普及したいというふうに考えておりますし、
いろいろな後期高齢者のほうの、国民健康保険もそうですが、被保険者の方々に郵

送するものに同封をして検討してくださいというようなお話をしていっておりますので、100%は目指しているところではありますけれども、やはり高齢者の方については先ほど申しましたように、ITに不慣れなところがあったり、配慮が必要であったり、ご自身でカードが管理ができないというところもあるかと思いますが、やはり国が言うような暫定的な措置というものが必要かというふうにも考えておりますので、いずれにしましても、皆様に安心して医療が受けられるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の件に関連してですけど、これに移行するには、背景があったと思うんですよ。それは、本当にマイナ——今ボタン1つで簡単になって言われたから、それが一番危険なんですよ。薬でも間違った薬をもらった、あるじゃないですか、報道。美祢市はしませんよ。全国的な報道の中で、間違った薬をもらって、処方箋もらったとか出たとか、まかり間違っ手術をせんでいいところを手術になる可能性も、まずそういった例はありませんけど、それが生まれて発生するかも分からない危険性もあるわけです。

そして、これが本当にマイナ保険証、後期高齢者のマイナ保険証でずっといくつていけば、本当に市民と国民を守る万全の策とは私は思いません。

だから、今回高齢者の方に対して、資格証明証が本当に正しい、市民・高齢者を守る安心できる制度だと思うんですが、この背景というのはどういう背景があったんでしょうか。こういったことがあったんでしょうか。全くないよとか、いえいえ国民が——市民——国民、市民がこうしたらいいですよっていう声が政府に届いたと思うんですよ。そういった背景があったのかないのか。あったと思いたいんですけど、どうなんですか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今回の暫定運用の延長というのは、やはり何度もちょっと申し上げますけれども、高齢者の方のITの不慣れというところが——というところで、一定の期間が必要で延長という、継続するということだと思いますが、それに伴う背景というところは、やはり国において検討された結果というふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時16分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月30日

教育民生委員長